

平成29年10月20日

連絡先	
農林水産部	水産資源・経営課
担当者	仲、青木
電話	059-224-2584
ファックス	059-224-2608
e-mail	suisan@pref.mie.jp

### 亀山市田村町の公園内の池におけるコイのへい死について

10月17日(火)、亀山市田村町の公園内の池でコイのへい死があり、三重県水産研究所鈴鹿水産研究室でコイヘルペスウイルス病の一次検査を実施したところ、陽性反応が確認されました。このため10月18日(水)、国立研究開発法人 水産研究・教育機構 増養殖研究所に確定診断を依頼し、10月20日(金)、コイヘルペスウイルス病であることが確定しました。

#### 1 内容

- (1) 10月17日(火)、亀山市役所から三重県津農林水産事務所に対し、亀山市田村町の公園内の池(亀山市管理)においてコイ(マゴイ、ニシキゴイ)22尾がへい死している旨の連絡がありました(へい死尾数は10月3日以降の累積値)。
- (2) 県津農林水産事務所及び県鈴鹿地域防災総合事務所による現地調査の結果、コイ以外の魚に異常がみられず、コイヘルペスウイルス病が疑われたことから、10月18日(水)に、県水産研究所鈴鹿水産研究室(鈴鹿市白子)において、ニシキゴイ3尾についてコイヘルペスウイルス病の一次検査を行ったところ、いずれも陽性と判定されました。
- (3) このため、10月18日(水)に、国立研究開発法人 水産研究・教育機構 増養殖研究所(度会郡南伊勢町)に3尾の確定診断を依頼したところ、10月20日(金)に3尾ともコイヘルペスウイルス病であることが確定しました。
- (4) なお、県内のコイヘルペスウイルス病の発生事例は、平成15年11月に四日市市で確認されて以降、今回が27例目で、直近では平成28年に四日市市楠町で発生が確認されています。本年度については最初の事例となります。また国内では、平成15年10月に茨城県の霞ヶ浦で最初に確認されて以降、全47都道府県で確認されています。

#### 2 今後の対応

コイヘルペスウイルス病のまん延防止を図るため、県農林水産事務所等関係機関に発生を周知するとともに、公園の管理者である亀山市に定期的なパトロール、へい死魚の回収及び焼却処分を依頼します。

なお、内水面漁場管理委員会は、コイヘルペスウイルス病のまん延防止を図るため、平成16年から県内の公共用水面及びこれと一体を成す水面から持ち出したコイを他の水域へ放流することを禁止し、関係機関に通知しています。

#### 3 その他

コイヘルペスウイルス病は、持続的養殖生産確保法より特定疾病に指定されており、移動制限等のまん延防止措置を図ることとされています。

コイヘルペスウイルス病は、コイにのみに発生する疾病で、他の魚や人に感染することはなく、仮に感染したコイを人が触ったり、食べたりしても人体に影響はありません。